

# 措置通知書

保健福祉部 看護専門学校

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 雑入の調定において、佐世保市事務処理規程第7条第6号で「…税外収入（条例、規則等で確定しているものを除く。）の徴収…に関すること。」は部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていないものがあった。</p>	<p>事務処理規程の認識不足により、雑入の調定において、部長の決裁を受けていなかったものです。</p> <p>今回の指摘を受け、改めて条例、規則等を確認したうえで、令和4年9月22日に部長の追認を受けました。</p> <p>今後は、歳入、歳出に関わらず決裁区分について、再度事務処理規程を確認し事務処理を行うよう周知徹底しました。</p> <p>また、本課の歳入事務における専決区分表を作成し、日常的モニタリングを実施しています。</p>

# 措置通知書

保健福祉部 長寿社会課

報告を受けた事項	措置状況
<p>2. 契約事務</p> <p>① 要介護認定調査業務委託契約において、契約書第2条で「2 乙は受託業務の開始に際しては、あらかじめ要介護認定調査に従事する者…の名簿及び資格等を有する証明書の写しを甲に提出するものとする。」と定めているにもかかわらず提出させていなかった。</p>	<p>要介護認定調査に従事する者の名簿及び資格等を有する証明書の写しを契約内容の認識不足により、提出させていなかったものです。</p> <p>今回の指摘を受け、令和4年10月31日に「関係書類」を提出させました。</p> <p>今後は、契約内容の確認を行い、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。</p>

# 措置通知書

保健福祉部 生活福祉課

報告を受けた事項	措置状況
<p>2. 契約事務</p> <p>② 佐世保市生活保護システム保守業務委託契約ほかにおいて、契約書第9条に定める手続きを行わないまま、業務の一部を第三者に請け負わせていた。</p> <p>③ 令和4年度佐世保市生活困窮者自立相談支援業務委託において、仕様書で「9 実績等の報告(1)乙は、毎月の事業報告書を翌月15日(3月は3月31日)までに甲に提出するものとする。」と定められているにもかかわらず、仕様書どおりに提出させていなかった。</p>	<p>第三者への委託に対する通知が相手方から提出されていましたが、契約書の認識不足により、市の承諾を書面で行っていなかったものです。</p> <p>再委託承諾書については、令和4年9月22日付で契約相手方に送付しました。</p> <p>今後は、契約内容の確認を行い、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。また、次年度以降の再発防止の為、今年度の決裁及び決裁データそれぞれに記録を残しております。</p> <p>仕様書の認識不足により、事業報告書を仕様書で定めるとおりに提出させていなかったものです。</p> <p>提出が遅れていた令和4年6月分および7月分の報告書につきましては、令和4年9月15日に提出させました。</p> <p>今後は、契約時には仕様書の内容確認を行い、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。また、今後の提出については、仕様書に定める厚生労働省の通知等により示されている、翌々月20日を期限として提出していただくこととしました。</p>

# 措置通知書

保健福祉部 生活衛生課

報告を受けた事項	措置状況
<p>2. 契約事務</p> <p>④ 犬の登録鑑札等の交付及び手数料徴収業務委託契約において、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第7条第1項で「予定価格は、…積算価格の100円未満の端数を切り捨てた額に、消費税等相当額を加算する方法により行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、積算価格の100円未満の端数を切り捨てないまま消費税等相当額を加算し予定価格として設定していた。</p>	<p>基幹要綱の認識不足により、積算価格の100円未満を切り捨てずに消費税等相当額を加算し誤った予定価格を設定してしまったものです。</p> <p>今後は、関係要綱等を再確認し、改めて契約事務チェックシートの有効活用や決裁時における管理監督者によるチェック体制の強化を図るとともに、予定価格調書様式の税抜き価格の100円未満記載欄に、あらかじめ「0」が記載されたものを使用することとし、合わせて課内での周知徹底を図りました。</p>

# 措置通知書

保健福祉部 障がい福祉課

報告を受けた事項	措置状況
<p>3. 財産管理事務</p> <p>① 備品において、佐世保市物品会計規則第22条第1項で「…備品を…処分…したときは、契約課長に報告しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、処分した備品を報告していないものがあった。</p>	<p>当該備品は、リプレース前の障害福祉システムの一部であり、新システム移行後に処分手続きが必要でしたが、現品と台帳の確認不足により、対象物品が現存するものと誤認識していたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、当該備品については、備品台帳から削除を行い、令和4年11月4日に「物品処分書」を契約課長へ提出しました。</p> <p>今後は、規則を再確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。</p>